

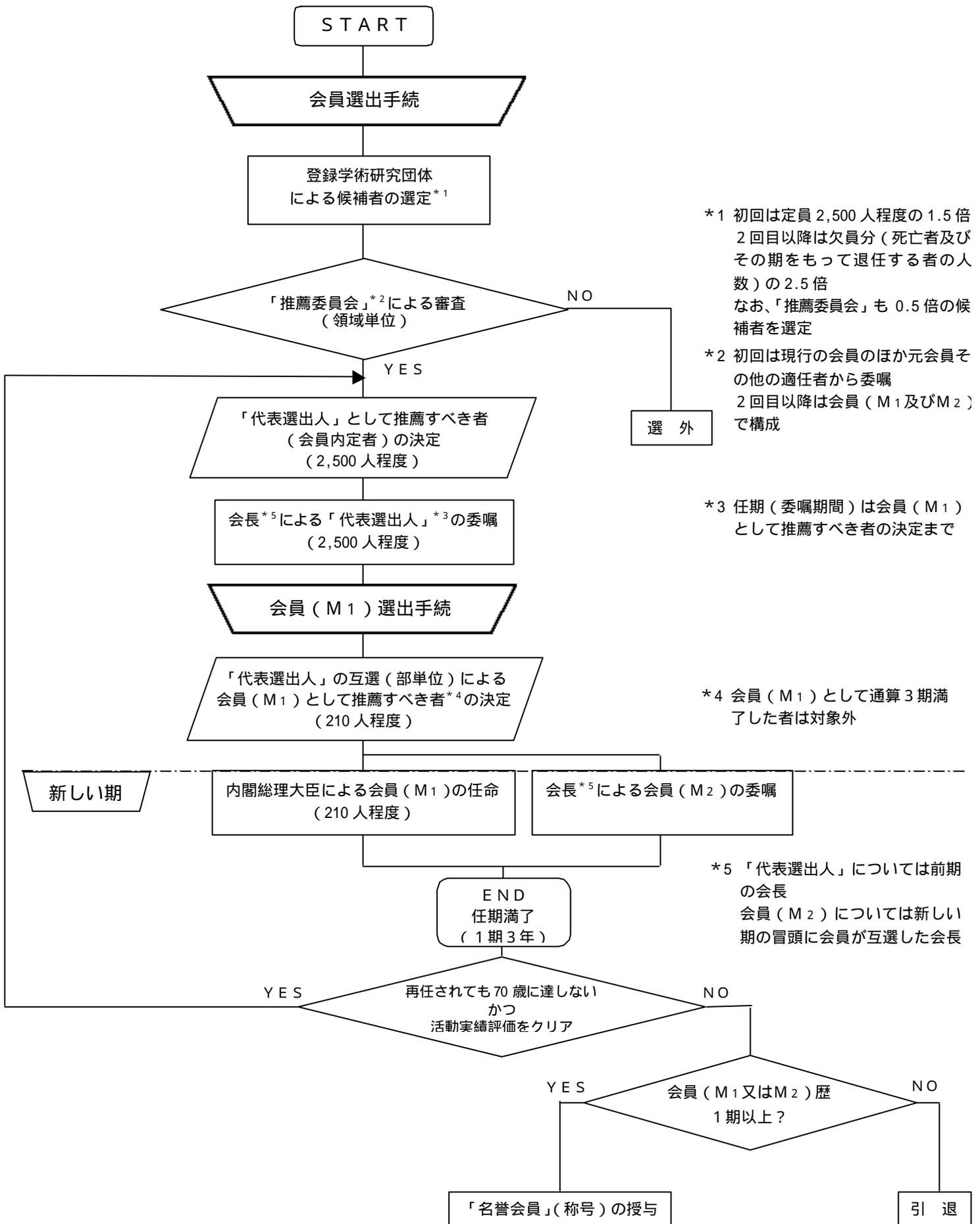
参 考 資 料

会員を 2,500 人程度とする理由について……………	1
会員選出等の手順について……………	2
7 部制の見直しについて……………	5
新しい日本学術会議と総合科学技術会議との関係について……………	6
独立行政法人等の法人形態の可能性について……………	9

会員を 2,500 人程度とする理由について

- ・ 今日における学術研究領域の多様化・細分化の中で、その実体を的確・網羅的に反映させ、総合的・俯瞰的な視点から、領域間の無用な対立を防ぎつつ、より良い学術体系の構築を図るためには、少なくとも 2,500 人程度の会員が必要である。
- ・ 会員が 2,500 人程度で、科学者 290 人に 1 人の割合となれば、我が国の科学者の中に一体感が生まれ、科学者コミュニティが形成され、総合的・俯瞰的な視点から、突発的な緊急課題を含めて、より実効性の高い助言・提言を行うことができ、また、科学者の社会的地位の向上を図ることができる。
- ・ 行政機関でトップダウン型の総合科学技術会議に対し、全領域にわたる学術研究の実体を踏まえたボトムアップ型で、主体的・中立的に助言・提言し、科学技術政策の適正な形成・実施を図るためには、広範かつ相当規模の会員が必要である。
- ・ 各国のアカデミーと比較しても、全科学者約 73 万人に対して現行の会員 210 人(3,500 人に 1 人の割合)は、過小規模である。
 - ・ アメリカ：220 人に 1 人の割合（987,700 人に対して 4,422（全米科学アカデミー 1,865、全米工学アカデミー 1,984、医学院 573）人）
 - ・ イギリス：80 人に 1 人の割合（158,671 人に対して 1,916（大英アカデミー 700、王立協会 1,216）人）
 - ・ フランス：820 人に 1 人の割合（155,307 人に対して 190（アカデミー・フランス 40、フランス科学アカデミー 150）人）
 - ・ ドイツ：210 人に 1 人の割合（237,937 人に対してドイツ学術アカデミー連合 1,139 人（8 行のアカデミーのみ不明のため、他の 6 地域のアカデミーの平均値を用いた））
 - ・ イタリア：420 人に 1 人の割合（76,056 人に対してリチエイ国家アカデミー 180 人）
 - ・ カナダ：50 人に 1 人の割合（80,510 人に対してカナダ王立協会 1,626 人）
 - ・ スウェーデン：100 人に 1 人の割合（36,878 人に対して 378（スウェーデン王立科学アカデミー 360、スウェーデンアカデミー 18）人）
- ・ 現行制度上、研連委員が 2,370 人いることから、その主要な機能を吸収したものであるものの、会員 2,500 人程度は、過大規模とは言えない。
- ・ 我が国には学協会が約 1,800（うち登録学術研究団体 1,356、広報協力学術団体 169）あり、これとの見合いで、会員 2,500 人程度は、過大規模とは言えない。

会員選出等の手順について



登録学術研究団体が選定した候補者について、「推薦委員会」(仮称)が、領域単位の審査により、「代表選出人」として推薦すべき者(会員内定者)を決定し、会長が「代表選出人」(仮称)に委嘱する。「代表選出人」は専ら会員選出を任務とするため、任期(委嘱期間)は、下記 の、会員(M1)として推薦すべき者の決定までとなる。

領域の区分と定員の配分は見直した上、初回は定員2,500人程度の1.5倍程度、2回目以降は欠員分、すなわち死亡者及びその期をもって退任する者の人数の2.5倍程度の候補者を選定してもらう。

「推薦委員会」の委員については、初回は、現行の会員のほか、必要に応じ第13期以降会員であった者、その他の適任者から委嘱し、2回目以降は、会員(M1及びM2)を充てる。なお、「推薦委員会」は、男女、年齢層、産学官、地域等のバランスを考慮しつつ定員(欠員分)の0.5倍程度の候補者を自ら選定し、登録学術研究団体が選定した候補者と併せて審査・決定する。



「代表選出人」は、部単位の互選により、「代表選出人」の中から計210人程度の、会員(M1)として推薦すべき者を決定し、内閣総理大臣が会員(M1)に任命する。その任期は現行制度と同様で、再任は通算3期9年までとする(なお、下記 参照)。



「代表選出人」であった者(会員内定者)のうち、会員(M1)に任命された者以外は、会長(期の冒頭に会員(M1)が互選)が会員(M2)に委嘱する。その任期(委嘱期間)は会員(M1)と同様、ただし再任回数の制限は設けない(なお、下記 参照)。

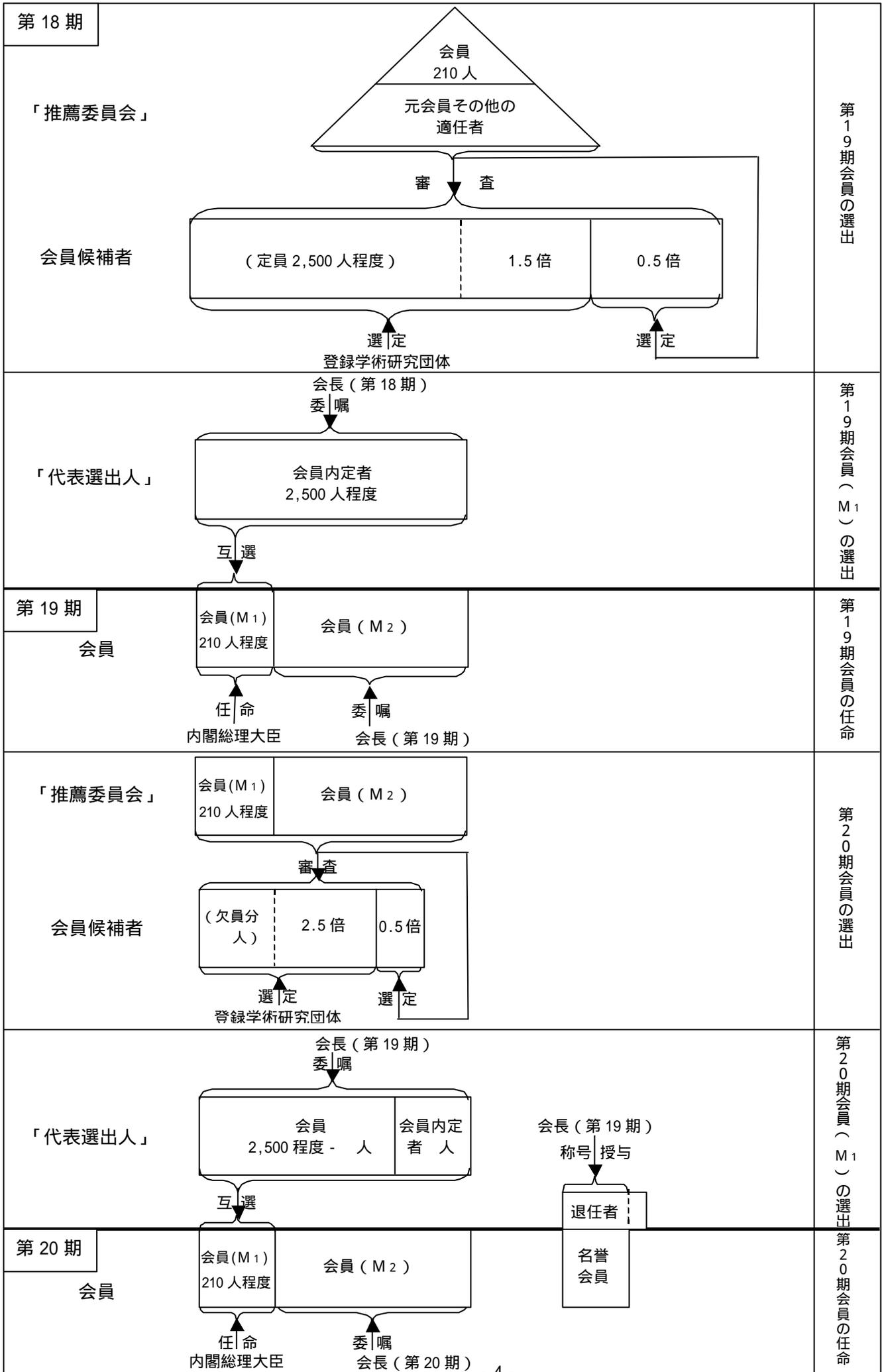


会員(M1及びM2)が任期(1期3年)を満了しても、()及び()を満たす場合には、再任されることができ、「推薦委員会」による審査を経ることなく、「代表選出人」として推薦すべき者(会員内定者)とされる。

()引き続き(「代表選出人」を経て)会員(M1又はM2)に任命・委嘱されたとしても、70歳に達しないこと

()その任期における活動実績の評価をクリアしたこと

なお、例えば会員(M1又はM2)を1期以上務めた者が退任する場合には、「名誉会員」(仮称)の称号を授与する。



7部制の見直しについて

(1) 問題意識と検討状況

日本学術会議の7部制は、ドイツを範とする旧帝国大学の学部編成を基礎としており、昭和23年の法制定時には一定の合理性があったが、科学技術の急速な発達の中で、昭和46年の「日本学術会議のあり方にかんする報告」をはじめ、見直しの試みを何度か行っている。特に近年は、7部のいずれかに当てはまらない複合領域・新領域からは代表者が選出され難く、全科学者の代表性という点で問題があるとの指摘もある。

しかし、一方で、7部制は、学術の中心である大学の教育研究単位に対応し、学位・称号としても定着していることに見られるように、より細分化することは容易であるが、より大括りにすることは極めて困難なのが実情である。

他方で、複合領域について副会長世話担当研究連絡委員会を設け、あるいは、各部の委員からなる特別委員会を設置して領域横断的な調査検討を行うなど、7部制の枠に囚われない機能的な対応を強化しつつある。

(2) 当面の対応

さらに、7部制の代替案として、例えば以下について検討を加えたが、いずれも実効性ないし現実性の点で問題があり、今後、各方面の意見も聞いて、再度検討したい。

日本学士院に倣った2部・7分科制

複合領域に対応した第8部の新設

横断的な「域」(仮称)をいくつか設けて(例:環境、情報、生命、複雑系、設計、プログラム、安全、社会技術、政策、地域)「部」に代えるか、又は「部」との二重所属(マトリクス(行列)方式)とすること

いずれにしても、2,500人程度の会員数が認められた場合には、領域の区分と定員配分を抜本的に見直す必要があり、これと相關する問題として、部の在り方について再検討することとなる。

新しい日本学術会議と総合科学技術会議との関係について

1 日本学術会議の特質

現行法（日本学術会議法（以下「法」という。））においては、日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」（法第2条）とし、「独立して…職務を行う」（法第3条）「特別の機関」（国家行政組織法第8条の3等）とされている。

自然科学分野について、日本学術会議が、各国のアカデミーと同様に、政府や社会に対して建設的な提言を行うとともに、国際的な視野に立って新しい学術体系・パラダイムを構築しつつ、科学者としての社会的責任を果たしてきたことは、言うまでもない。

のみならず、日本学術会議は、自然科学分野と人文・社会科学分野とが共存・協働する、真の意味での「学術」機関として、国際的にも独創性を有している。

そして、科学技術基本法が「人文科学のみに係るものを除く」科学技術の振興を図るとしつつ（第1条）「人間の生活、社会及び自然との調和」あるいは「自然科学と人文科学との…調和のとれた発展」に留意すべきものとしている（第2条）ことを踏まえるなら、日本学術会議は先進性をも有していると言える。

なお、人文・社会科学の重要性については、日本学術会議として昨年4月に声明「21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性 - 「科学技術」の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会・文化システムを目指して - 」を取りまとめ、「科学技術の全体的発展のために、科学技術総合戦略を束ねる「かなめ」として人文・社会科学を位置づけることが必要である」旨指摘したところである。

このような特質の下に、日本学術会議は、限られた予算の中で、あらゆる領域について、科学的な調査審議を行うとともに国際活動を展開して、我が国のみならず世界の学術の発展に貢献している。

国際活動に関しては、ICSU（国際科学会議）、IAP（インターアカデミーパネル）をはじめ種々の国際学術団体に、我が国を唯一代表する機関として加盟しているが、吉川会長がICSU会長を務めるなど、その多くで指導的役割を果たしている。また、昨年は、日本学術会議が主唱したSCA（アジア学術会議）の第1回会合がバンコクで開催されるなど、国際活動を通じた世界の学術への貢献において、国内の他のいかなる組織も代替し得ない機能を果たしている。

さらに、日本学術会議は、我が国の科学者の多様な意見を集約して unique voice of scientists として表明する唯一の場であるとともに、政府から独立した中立性と総合性とを生かした情報発信、政策提言等を行っているが、これは、各省庁の審議会等では果たし得ない機能である。

2 新しい日本学術会議と総合科学技術会議との関係

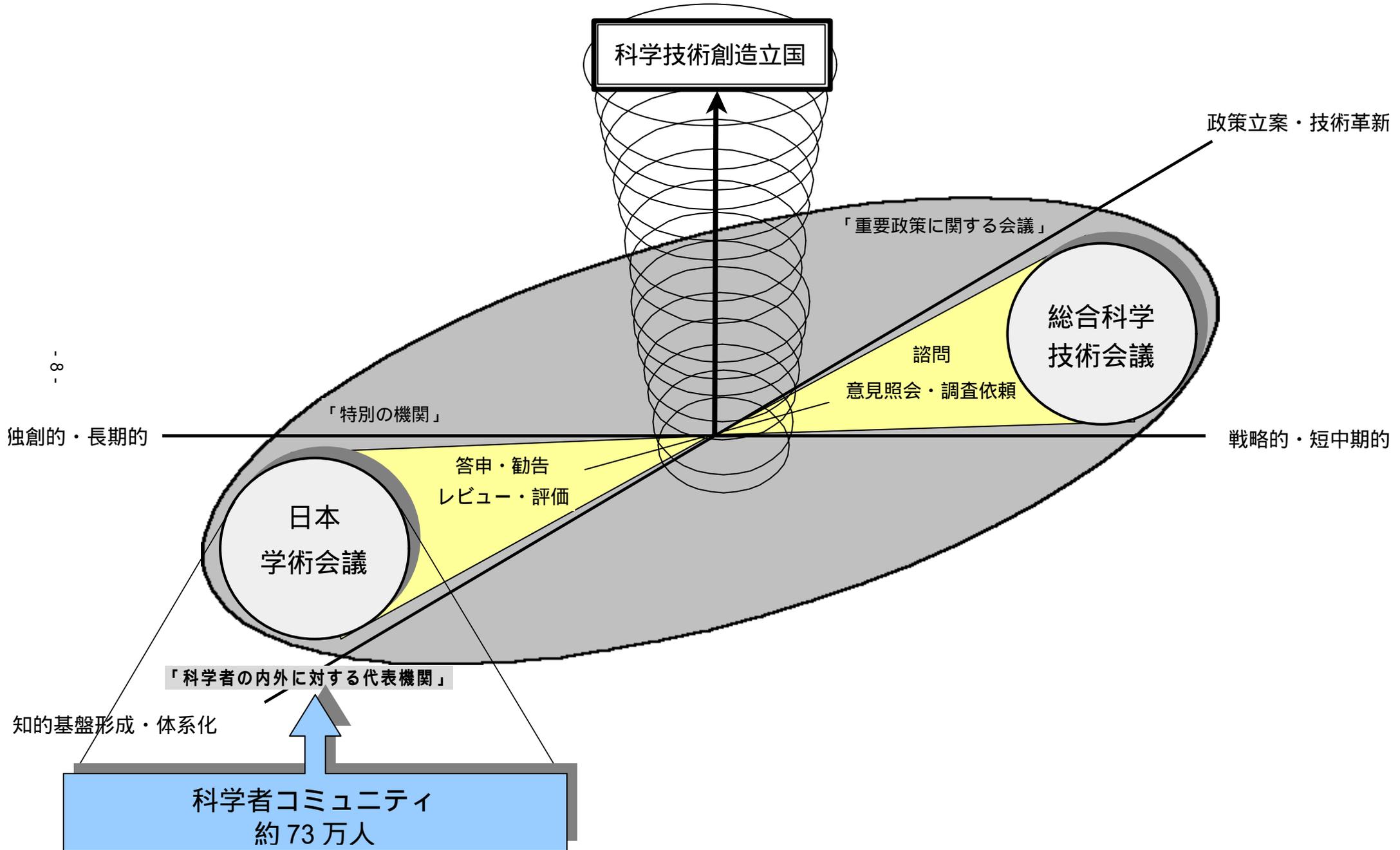
現行の内閣府設置法では、総合科学技術会議は、科学技術政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案及び総合調整に資することを目的とする「重要政策に関する会議」とされている（同法第 18 条）

同会議は、内閣総理大臣を議長、関係閣僚、有識者等を議員とするとともに、100 名規模の職員を擁し、政府研究開発投資、分野別戦略重点化、産学官連携推進など、我が国の科学技術政策の決定や方向付け、とりわけ研究費等の資源配分において大きな役割を果たしている。

新しい日本学術会議は、我が国の 科学者コミュニティ の中核となり、調査・審議機能を拡充・強化して、政府や社会に対し、俯瞰的・総合的視野に立って迅速かつ有効な科学的助言・提言を行う。

その一環として、総合科学技術会議が設定している重点分野に関し、研究開発の現場の視点で、そして国際的視野で、教育・人材養成面を含む学術的成果・波及効果を体系的・定性的に把握・評価・レビューし、学術的視点から助言することができ、これにより「科学技術創造立国」の実現、ひいては人類の発展に貢献するものとする。

新しい日本学術会議と総合科学技術会議との関係の在り方（概念図）



独立行政法人等の法人形態の可能性について

1 現行法上の位置付け

現行法においては、日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」として、科学の向上発達を図り、「行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」ことを目的とし、「独立して…職務を行う」(法第3条)「特別の機関」(国家行政組織法第8条の3等)とされ、政府から「諮問」を受け(法第4条)政府に「勧告」し(法第5条)あるいは「資料の提出、意見の開陳又は説明」を求める(法第6条)等の権能を付与されている。

すなわち、日本学術会議は、現行法上、上記の代表機関性、及びの行政からの独立性・中立性、あるいは、の国家的権能等が本旨とされている。

2 独立行政法人等の可能性

(1) 独立行政法人

このような日本学術会議の権能等は、独立行政法人通則法第2条第1項の「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」には該当しようが、「国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもの」には該当しない。

また、現行法上、日本学術会議は、210名の非常勤特別職の会員によって構成される合議体であり、会長をはじめとする役員も会員の互選によるのに対し、独立行政法人通則法では、主務大臣による法人の長(常勤)の任免、あるいは、業務方法書の作成・変更の認可、中期目標に対する指示等の広範な指揮・監督に服することとされている。

そもそも、行政改革会議最終報告(平成9年12月)においては、「政策の企画立案機能と実施機能とを分離し…実施部門のうち一定の事務・事業について…垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図る」ことが独立行政法人制度の目的とされている。

したがって、日本学術会議を独立行政法人にする考え方は、その基本的性格に照らし、法的枠組みを異にするものと考えられる。

(2) 特殊法人・認可法人等

特殊法人や認可法人のように特別の法律で日本学術会議独自の法人にする考

え方に関しては、行政のスリム化・効率化の流れの中で、現員60人程度の組織について敢えて特別の範疇の法人を設けて立法措置を講じることは、妥当性・現実性の点で疑問である。

なお、「国立大学法人」構想に関しては、学生を受け入れて対価を徴収しつつサービスを提供し、あるいは、外部資金を獲得しつつ民間企業等との共同研究や受託研究を実施し、知的所有権を取得・運用する等の国立大学の機能を見るならば、日本学術会議とは、機能そして基礎を異にするものと考えられる。

(3) 公益法人

日本学術会議を公益法人にする考え方に関しては、仮に一定の国費負担が措置されるとしても、上記の「わが国の科学者の内外に対する代表機関」としての存在から、基本的に学協会と異なる存在となり、活動資金の獲得に迫られるものと予想され、上述のような政策実施機能の分離による垂直的減量等の目的による正当化も困難と考えられる。

また、政府に対する勧告・答申等の実効性の点でも、問題があると考えられる。